

委員会提出議案第 2 号

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書を別紙のとおり提出するものとする。

令和 8 年 6 月 2 3 日提出

秦野市議会文教福祉常任委員会
委員長 川 口 薫

提案理由

小・中学校の 30 人以下学級実現に向けた学級編制標準の引き下げや、「乗ずる数」の見直しを含めた抜本的な教職員定数の改善を進めるとともに、全ての子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整えるための多様な専門性を有する支援員等の増員と、常勤化及び義務教育費国庫負担制度の負担割合を 2 分の 1 に復元することなどについて、国に意見書を提出するものであります。

教職員定数改善と教育予算の増額、義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

令和３年４月１日に施行された公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正により、小学校は全学年で３５人学級が実施されているが、学校現場では依然として多様な教育的ニーズに応じるためのきめ細かな指導体制が求められており、更なる学級編制標準の引き下げとともに、「乗ずる数」の見直しを含めた抜本的な教職員定数の改善が必要である。

また、全国の不登校児童・生徒数は１２年連続で最多を更新し続け、特に小学校段階における増加率が顕著となるなど、不登校の低年齢化が喫緊の課題となっている。一方、不登校でなくとも多様化・複雑化した不安を抱えている児童・生徒も多く、これら全ての子どもたちに適切なアプローチを行う校内教育支援センター支援員やスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置拡充と常勤化は急務となっている。

これらの課題を解決するための教育予算を国が保障することで、更なる教育機会の均等が図られ、子どもたちが一定水準の教育を受けられるようにしなければならない。

したがって、国においては、次の事項の実現に向け特段の措置を講じられるよう要望するものである。

- １ 子どもたち一人ひとりの個性を尊重し、行き届いた教育を実現するため、中学校３５人以下学級を確実に推進するとともに、学級編制の標準を更に引き下げ、３０人以下学級の実現を図ること。
- ２ 持続可能な学校運営体制を確立するため、「乗ずる数」の見直し等を含めた検討を行い、抜本的な教職員定数改善を進めること。
- ３ 不登校児童・生徒を含む全ての子どもたちがいつでも安心して学ぶ環境を整えるため、校内教育支援センター支援員や専門性を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、常勤化を進めること。
- ４ 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合を２分の１に復元すること。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月23日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣
様

秦野市議会議長 相原 學